当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□歯科外来診療医療安全対策加算１（外安全１）
□歯科外来診療医療感染対策加算１（外感染１）
□医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）
□歯科初診料の注１に規定する基準（歯初診）
□CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー（歯 CAD）
□口腔管理体制強化加算（口管強）
□歯科治療時医療管理料（医管）
□歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準（歯訪診）
□咀嚼能力検査（咀嚼能力）
□手術用顕微鏡加算（手顕微加）
□歯科技工士連携加算１（歯技連１）
□歯科技工士連携加算２（歯技連２）
□光学印象（光印象）
□歯根端切除手術の注３（根切顕微）
□クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）
□歯科外来・在宅ベースアップ評価料（歯外在べ１）
歯科医療機関で働くスタッフの賃上げを支援するために、診療報酬に上乗せされる評価料です。
□明細書発行体制等加算
医療機関が診療内容や費用が書かれた明細書をお渡ししています。

みなと大人こども歯科クリニック